

第六條 本會委員ノ任期ハ壹ケ年トス。

第七條 本會委員ニシテ缺員ヲ生ジタル時ハ當該製出組合ヨリ貳ケ月以内ニ補任シ其ノ任期ハ前任者ノ殘存期トス。

第八條 本會ハ參ケ月壹回定期ニ開催ス。

但シ緊急事項發生ノ場合ハ臨時委員會ヲ開催ス。

第九條 本會ノ議案提出及整理其ノ他ハ、議長副議長ニ於テ協議決定ス。

第十條 本則ノ改正ハ顧問會ノ承認ヲ經テ、本會ノ決議ヲ經ルヲ要ス。

(以上)

第三章 通則

右ノ委員會ニヨツテ明カナルガ如ク本機關ニヨツテ生産、價格、賃銀、獎勵ノ關大統制ヲ行ナハントスルモノデアルガ、如何ニ統制スルヤニ就テハ決議主義ニ基キ漸次委員會ニヨツテ協議決定ノ上實行ニ移サントスルモノデ、業界不況ノ折柄先ヅ生産、價格ノ兩者ヲ先行セントスルモノデアル。

兩組合成立後兩者ニ付實行セラレテ居ル點ハ

(イ) 生産統制

組合員ノ舊來ノ得意先ヲ大体ソノ組合員ノ擴張トシテ維持セシムルコトヲ決定シ、ソノ得意先ノ注文ヲソレゾレ割當其間製造能力ニ比シテ組合員間ノ受註量ニ多大ノ懸隔アル場合ハ能力ニ比シテ配分スルコトトシ、既ニ實施シ日々ノ注文ヲ日々組合員ニ於テ割當テ円滑ニ運バレテ居ル。

(ロ) 價格統制